

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年11月1日(金)午後1時30分から午後2時20分
2. 開催場所 宇和島市立吉田公民館 2階大ホール
3. 出席委員 (46名)

会長 6番 小林 輝彦
会長職務代理者 1番 赤松 宣生

農業委員

2番	氏原 邦弘	3番	大塚 武司
4番	岡田 久史	5番	河野 行雄
7番	清家 茂	8番	清家 多美雄
9番	清家 行範	10番	高木 常樹
11番	高田 博明	12番	武川 豊茂
13番	竹葉 邦政	14番	玉木 邦英
15番	西田 正枝	16番	濱田 金治
17番	平松 和男	18番	福岡 正彦
19番	藤岡 功	20番	松本 高秋
21番	山口 一光	22番	山口 義幸
23番	山本 義広	24番	和田 恵子

最適化推進委員

2番	井上 和久	3番	小笠原 梅義
4番	木村 繁一	5番	清家 宏
6番	瀧水 朝男	7番	谷口 貴
8番	永井 一洋	9番	樋口 秀雄
10番	兵頭 高広	11番	兵頭 三千雄
12番	平山 源一郎	13番	廣見 正信
14番	藤井 万一郎	15番	細川 一男
16番	堀田 善春	17番	松下 雅子
18番	丸山 哲史	19番	森岡 八重子
20番	安岡 賢司	21番	山口 兼史
22番	山本 一也	23番	吉見 一弥

4. 欠席委員 (1名)

最適化推進委員

1番 赤松 聡

5. 議事日程
議事録署名委員の指名

3番 大塚 武司 4番 岡田 久史

- 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
 報告第3号 諸証明について
 報告第4号 農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
 報告第5号 農地転用確認交付申請書について
 報告第6号 農地法第4・5条許可（令和元年8・9・10月定例総会分）について
 報告第7号 宇和島農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
 （令和元年9月14日～令和元年10月15日までの事務局処理事案）

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について
 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画（案）の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	宮尾 義文	農地係長	濱田 英樹
専門員	境本 博佳	主 査	中川 弘徳
臨 時	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長補佐 梅崎 裕文

8. 会議の概要

《宮尾局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席下さい。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるか、マナーモードへの変更をお願いいたします。

《 会 長 》

現在の出席人数は農業委員24名、農地利用最適化推進委員22名であります。定足数に達しておりますので、令和元年11月総会を開会いたします

《宮尾局長》

小林会長より、ご挨拶をお願いいたします。

《 会 長 》

改めまして、こんにちは。柑橘農家の皆様にとりましては、この天気の良い日に大変忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

台風19号から21号、また寒冷前線に伴いまして、関東を中心に甚大な被害が出ております。亡くなられた方も居られます。謹んでお悔やみを申すとともにお見舞いを申し上げます。

後で局長より説明がありますが、昨年度、吉田を中心に起こりました南予地域の水害の時に、姉妹都市であります大崎市農業委員会の方から義援金等を頂いております。そういう関連もありまして、最後に申しますけれども義援金等の話になると思いますが、どうぞご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

さて、今年も後2ヶ月でございます。忙しさにかまけて今年何をやったかというのは頭の片隅にも浮かんできませんが、皆さんはどうでしょうか。大変な昨年からの事を振り返りまして、やっぱり人間の力というのは弱いものだなと、つくづく思います。首里城が全焼しましたけれども、琉球王国から何回も全焼してまして、全焼するたびに新しい首里城を築き上げてきた人間の可能性というものは、かなり捨てきれないものがあると同時に、一人ではどうにもできない、一人では中々一歩を踏み出すことができない。そういう状態があるという事がしみじみと感じられるんじゃないかなと思います。この吉田の復興、復旧をきちんとやりあげていかないといけないのではないかなと思います。思ったより長い時間がかかるとは思いますが、関係者を始め頑張っていないといけないのではないかなと思いますので各委員さんも良い知恵を出して、それぞれ頑張っていていただきたいと思います。

また中山間直払い事業におきましても、5年の見直しが各地区あると思いますが、半島部におきましては高齢化、少子化で次期の中山間事業等に踏み切ることが出来ない所もがございます。そういう事に関しまして、農林課を中心に広域化への取り組みについて説明会をしている地区もあります。私は積極的な取組だと思っております。地区によってはそれぞれ取り決めがあると思いますが、10年、20年先を見据えて農林課の方も取り組んで行きたいという意見がございますので、そういう状態の地区におかれましては十分話し合いをする価値が有るのではないかなと思いますので、そういう意向がある地区は農林課の方に問い合わせ、手続き等スムーズにやっていたら良いのではないかなと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日も3条、5条、特に転用案件につきましては十分審議していただきますのでよろしく申し上げます。以上で挨拶に代えさせていただきます。

それでは欠席報告をお願いします。

《濱田係長》

はい。本日は赤松聡推進委員が所用のため欠席です。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人を指名いたします。本日の議事録署名人に大塚委員、岡田委員を指名いたします。

まず報告第1号から第7号までを議題といたします。事務局より説明をお願いします。

《濱田係長》

(報告第1号から第7号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

只今、事務局より報告第1号から第7号までの報告がありました。
どなたかご質問等ないでしょうか。

(質 問 、 意 見 な し)

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

続きまして、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《濱田係長》

(議案第1号議案書をもとに朗読、説明)

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、番号54番から61番については3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。62番については第3条2項のただし書きに該当するため、同項各号の要件は満たす必要はなく、周辺の農地に係る営農に支障は生じないと考えられます。現在の耕作者は営農型太陽光発電を設置することについての同意をしており、引き続き耕作を行なう事も確認しておりますので区分地上権の設定について許可をすることに問題はない、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。
よろしくをお願いします。

《河野委員》

54番について説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは同じ組内でございます。また今回所有権移転する畑については隣接をしております。□□□□さんは数年前から奥さんの介護を自宅で行なっており、また本人も体調が悪いという事で病院通いをしております。これ以上耕作する事は無理という事で、両者の話がまとまりまして今回、所有権移転となりました。何ら問題ありません。

《清家宏委員》

55番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは立間で、△△△△さんは喜佐方ではございますが、□□□□さんから買って欲しくないかという事で買うようになりました。特に問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

56番について説明いたします。〇〇〇〇さんは新規就農者で頑張ってミカンを作っておられます。△△△△さんとは親子関係で、親から子に所有権移転ですので問題ないと思います。

《山口義幸委員》

失礼します。57番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは親子関係でございまして、□□□□さんが規模拡大という事で◇◇◇◇さんからの親子間の所有権移転です、問題はないと思います。

《山本義広委員》

58番についてご説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんは祖母、孫の関係ですので何ら問題はないと思います。

《山口一光委員》

59番、60番について説明いたします。〇〇〇〇さんは農業ができないという事で、近所に住まわれている△△△△さんと□□□□さんと話がまとまって売買の約束ができたそうです。譲受人は熱心に農業をしております何ら問題ないと思います。

《清家行範委員》

61番について説明します。〇〇〇〇さんと△△△△さんは丁度隣であり、□□□□さんは稲作を中心としてやっておられ、野菜なんかも率先してやられておられますので所有権移転となりました。何ら問題はないと思います。

《松下委員》

62番について説明いたします。吉田町河内の〇〇〇〇さんと△△△△さん。先月の議案でありました□□□□さんの所有地に夫である◇◇◇◇さんが営農型太陽光を設置する案件なのですが、申請手続き上、〇〇〇〇さんから△△△△さんへの農地法3条による区分地上権設定の許可が必要だったため、今回申請を行なうものです。耕作者である息子の□□□□さんの同意も頂いており、土地での営農も継続します。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について許可相当と思われます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。よって議案第1号は原案のとおり許可することと決定いたします。

続きまして、議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

《濱田係長》

(議案第2号議案書をもとに朗読、説明)

議案第2号の転用許可基準の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、許可基準は満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

よろしくをお願いします。

《永井委員》

23番について説明いたします。本件申請は〇〇〇〇さんが現在の賃貸住宅に居住しており、手狭になったため申請地を取得して自己住宅を建築する事となりました。土地所有者の△△△△さんと合意しました。□□□□さんは数年前にご主人を亡くされまして、農業もままならない状態です。10月30日に会長始め申請者、事務局等と現地調査を行いました。

《竹葉委員》

24番についてご説明申し上げます。先日、会長始め事務局の皆さんと現地を確認してまいりました。ここは西側が宇和島バイパス道路となっております。現状は柿が植わっているのですが、この先譲渡人の〇〇〇〇さん始め2名の方もご高齢となり中々耕作ができないという事で、△△△△と話がまとまり分譲宅地にする予定であります。若干道路より低くなっておりますので1m程嵩上げが必要だと思われまます。その際に土砂流出または雨水の流出等無い様に心がけて工事の方を進めるという事を□□□□さんもおっしゃっておりました。この写真では見にくいのですが、裏手にビニールハウスがございます。イチゴを栽培されておりその辺の配慮をしていただくように工務店の方にはお願いをいたしました。水路なのですが、この地区の水路は綺麗に整備しており、私も毎年整備には出るのですが、水路を埋めてしまったら中の掃除ができないという事で、グレーチングを4mおきに付け、中の掃除もしやすくなるよう

にしてくれという事で水利の方からも聞いておりますので、その辺の了解は貰っております。何ら問題ないと思います。

《 会 長 》

只今、担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第2号農地法第5条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員です。よって議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続きまして、議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画（案）の決定について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《濱田係長》

(議案第3号議案書をもとに朗読、説明)

議案第3号の利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。これより担当委員に意見を求めます。

よろしくをお願いします。

《瀧水委員》

134番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは熱心な専業農家であります。△△△△さんとの更新でありますので何ら問題ないと思います。

《兵頭三千雄委員》

135番について説明いたします。更新でございます。設定を受ける〇〇〇〇さんは真面目に農業に取り組んでおられます。今までどおり耕作するという事で問題ないと思います。

《高木委員》

失礼いたします。136番、137番についてご説明いたします。これも更新でご

ざいます。三間町大内の〇〇〇〇さんは熱心に農業をされておられます。何ら問題ないと思います。

《松本委員》

失礼します。138番、139番について説明いたします。〇〇〇〇さんは高齢ではありますが、かなり熱心に農業に取り組んでおられます。更新ですので問題ないと思います。

139番の△△△△さんも高齢ではありますが、熱心に農業に取り組んでおられます。この2人がいなくなると農業に携わる人が少なくなり、□□□□地区はお百姓がいなくなるというようなそんな状況ですので、高齢の方々にも頑張っていたきたいと思います。どちらも更新でありますので何ら問題ないと思います。

《赤松宣生委員》

140番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは昨年大雨で家も倉庫も浸かったのですが、頑張ってミカンを作っておられます。△△△△さんと話がまとまったので別に問題ないと思います。

《福岡委員》

141番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは田んぼ並びに樹園地を手広く耕作しておりますし、更新ですので問題ないと思います。

《廣見委員》

142番について説明いたします。〇〇〇〇さんは女性であり高齢であり農業が困難になってきまして、隣接地の△△△△さんにお問い合わせをしました所、快く引き受けてもらい賃貸借権を設定されました。□□□□さんは真面目に農業に取り組んでおられ何ら問題ありません。

《藤岡委員》

143番について説明いたします。〇〇〇〇さんは△△歳と高齢ではありますが、まだお米を作るといふことでもあります。更新であり問題ないと思います。

《小林委員》

144番から147番に関しては、中間管理機構の貸借の事になります。

144番、145番につきましては貸出人、〇〇〇〇さん△△△△さん共に三間町在住の方でございます。本議案の務田2筆は先月の愛媛農林漁業振興機構に貸付けた2筆の隣接地に当たるそうです。貸受人の方が隣接地の人に挨拶に行ったときに、当該農地の耕作者も探しているという話になり、貸借の運びになったという事です。中間管理機構を通しての手続きになったものであり、別に問題はないと思います。

146番、147番につきまして、〇〇〇〇さんは農業を辞めて住所を松山市に移されたそうです。△△△△さんとはご家族が耕作をしなくなったという事で、農地を貸

し出したいとの事です。いずれも地元の法人が玉津地区でのまとまった農地の借受を希望しているという事になっておりますので、この案件につきましても来月、機構から借受者への農地利用配分計画が提出されるような運びになると思います。別に問題はないと思います。

《山本一也委員》

148番について説明いたします。〇〇〇〇さんは地元△△△△の中山間農水事業集落で熱心な農家でございます。□□□□さんはほとんど耕作をしておりません。集落近隣で話しが合意しております。使用貸借権設定で更新であります。何ら問題ないと思います。

《兵頭高広委員》

149番、150番、151番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは高齢で耕作ができないという事で、□□□□さんは本業の建設会社が忙しいので耕作ができないという事で、その近くで耕作をしている有限会社◇◇◇◇さんが耕作をするという事で話がまとまりました。問題ないと思います。

《山口一光委員》

17番についてご説明いたします。〇〇〇〇さんは田んぼを手放したいという事で、隣接地を耕作している△△△△さんと話がまとまったようです。所有権移転で問題ないと思います。

《河野委員》

18番について説明いたします。〇〇〇〇さんは奥さんと息子さんと3人で熱心に農業をされておられます。△△△△さんは出作で耕作をされておられましたが、嫁ぎ先がお寺という事もございまして、中々容易に耕作ができないという事で、そういった中で隣接の□□□□さんと話がまとまりまして204㎡、20万円でこの度話がまとまりました。何ら問題ないと思います。

《清家宏委員》

19番から21番まで一緒にご説明したいと思います。〇〇〇〇さん、△△△△さんは親子でございます。□□□□さんはお父さんと息子さん、長男、次男の2人で経営しております。◇◇◇◇さんは去年の豪雨で家も倉庫も母屋もお部屋も全部浸かりまして、更地になっております。そこの宅地も含めて農地の2ha程まとめて〇〇〇〇さんが引き受けようかという事で話がまとまったようです。△△△△さんの所は息子さんが2人居られますので宅地も一緒に買われたという事です。熱心にされておられますので問題ないと思います。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

ここで農業委員会等に関する法律第31条に基づきまして竹葉委員の退席を求めます。

..... 竹葉委員退席

議案第3号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による宇和島市農用地利用集積計画(案)が出ております。承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第3号は原案のとおり承認することと決定いたします。

竹葉委員の入席を求めます。

..... 竹葉委員入席

続きまして、議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

《濱田係長》

(議案第4号議案書をもとに朗読、説明)

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)につきましては、配分計画を作成する事に問題はない。と事務局では考えております。以上でございます。

《 会 長 》

はい。事務局の説明が終わりました。担当委員に意見を求めます。よろしくをお願いします。

《井上委員》

失礼いたします。2番についてご説明いたします。先程も小林会長からも説明がありました中間管理機構、また三間の方で隣接地が出たようです。その分での先月、務田地区では0.3haを貸し出しました。それを中間管理機構が借受希望者と貸出希望者の農地のマッチングを行った所、〇〇〇〇さん、宇和津町在住でございまして私の担当となっております。が借受者として貸借する事が決定しました。

□□□□さんは現在、伊予市、鬼北町、松野町で主に耕作放棄地を借受けて柚子を

中心に栽培されております。議案のとおり宇和島在住で議案が上がっていますが、今回は松野町の近くの農地を探していた所、中間管理機構でこの2筆に行き当たったという事です。また伊予市でも中管理機構を通して賃借している実績があります。私個人的に△△△△さんが就農前から面識がございまして、今回の農地は〇〇〇〇の田んぼの近くという事でご挨拶に見えられまして、ちゃんと栽培されるかどうか温かく見守っていかないといけないかなと思います。問題はございません。

《 会 長 》

はい。担当委員の意見が終わりました。

これより審議をいたします。どなたかご意見等ございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

意見がないようですので採決をいたします。

議案第4号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の意見聴取について承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって議案第4号は原案のとおり承認することと決定いたします。

以上で令和元年11月定例総会の議案を終了させていただきます。